

(添付書類)

# 第8期事業報告

〔 2022年 4月 1日から  
2023年 3月31日まで 〕

宮城県名取市下増田字南原無番地

仙台国際空港株式会社

# 事業報告

〔2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及や行動制限の緩和等によって緩やかに持ち直し、社会経済活動の平常化が進みつつありますが、世界的なエネルギー価格の高騰や急激な円安の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社を取り巻く事業環境は、国内線については、7月から再拡大したコロナ感染第7波の影響により観光・帰省の手控えや出張・会合の自粛等が見られる時期があったものの、ゴールデンウィークや年末年始といった多客期に行動制限がなかったことや全国旅行支援に後押しされた個人旅行客や修学旅行等団体客の動きが活発になったことから、航空需要は回復基調で推移しました。また、国際線については、2022年12月に約3年ぶりの運航となったタイ国とのチャーター便に続き、2023年1月と3月にそれぞれ台湾との定期便が復便に至るなど、コロナ禍で続いた全面運休という状況から局面が変わりました。

当期の旅客数279万人は、事業計画で想定した334万人には届きませんでした。前期165万人からは大幅に増加し（前期比169.2%）、コロナ禍前となる2019年度の旅客数371万人に対して75.1%の水準まで回復しました。

旅客数が事業計画を下回る中、収益の落ち込みを抑えるべく、不要不急の費用抑制に努めるとともに、旅客ターミナルビル館内への新規出店者の開拓、館内店舗での販売促進策や空港周辺地域住民の来港促進策を進めました。また、これまでに実施した旅客の利便性向上を目的とした設備投資額の回収を目的とし2022年冬ダイヤよりPSFC（旅客取扱施設利用料）の改定を行いました。また、想定を超えるエネルギー価格の上昇等も影響し、売上高3,253百万円（事業計画比347百万円減収）、営業損失352百万円（同353百万円減益）、当期純損失162百万円（同189百万円減益）と、何れも事業計画を下回る結果となりました。

### (安全と保安に関する取り組み)

当社は、安全と保安が空港運営において最も重要な要素であると位置付けています。当期も、安全方針に基づき、社員に対する安全・保安教育の実施、会社全体の安全管理体制の再確認、各種規程類やマニュアルの更新、航空機事故対処訓練や津波避難訓練など各種訓練の実施、所要の設備投資等により、安全と保安の維持・向上に継続して取り組んだ結果、当社に起因する重大事故の発生はありませんでした。

一方、当期は新型コロナウイルス感染症拡大の波が続くと同時に、行動制限の緩和により人の往来が増加するという状況を踏まえ、空港運営事業の継続性やお客様の安全・安心を確保するため、お客様や当社従業員等に対し、引き続き感染症の拡大防止に努めました。

#### (航空・貨物営業活動)

国内線は、計画路線の確実な運航と搭乗率の上昇に向け、航空会社等と連携した仙台空港利用促進キャンペーンの展開や仙台空港公式LINEを活用したイベント情報やクーポン配信等により、仙台空港を繰り返しご利用いただく環境作りに努めました。その結果、計画路線のうち成田線を除く9路線で定期便が、また、チャーター便も計74本が運航されたことから、国内線旅客数は277万人（事業計画比84.7%）とコロナ禍前となる2019年度に対して83.2%の水準まで回復しました。

国際線は、ワクチンや治療薬の普及、また国による国際的な人の往来再開に向けた措置を踏まえ、仙台空港への復便や新規路線の誘致に向けて、ベトナム国とタイ国で開催された国際商談会に参加しエアポートセールスを行ったほか、台湾で開催された「日本東北遊楽日」に参加して東北地方のPRにも努めました。また、旅客ターミナルビルで就航地フェア（台湾フェア、韓国フェア、タイ・中国フェア）を開催、国際線復便の機運醸成を図るとともに、自治体や航空会社等と連携した就航先都市での路線PRや、若者対象の「パスポート新規取得助成キャンペーン」実施など、利用促進策にも力を入れました。同時に、空港関係機関・事業者と連携して国際線受入れ体制の整備、また、定期便の再開に至らなかった航空会社に対しては引き続き事務所賃料の減免による支援を継続しました。

その結果、2022年12月末から国際線の復便が実現しましたが、事業計画の想定より進捗が遅れことが影響し、国際線旅客数は1万5千人（事業計画比24.8%）、2019年度比4.0%に留まりました。

国内線・国際線を合わせた旅客数は279万人（事業計画比83.6%）となり、前期から114万人増加（前期比169.2%）し、2019年度の旅客数371万人に対して75.1%の水準まで回復しました。

貨物事業における取扱貨物数量は、国内貨物1,947トン（事業計画比53トン減少）、国際貨物811トン（同301トン減少）、貨物量合計で2,758トン（同354トン減少）となりました。事業計画を下回る結果となりましたが、航空便数の回復や仙台港との連携による海上貨物の継続的な取り扱いにより、国内・国際貨物とも前期を上回る結果（前期実績：国内貨物1,848トン、国際貨物797トン、合計2,645トン）となりました。

#### (空港施設等)

来期に予定されている水際措置の緩和により増加が見込まれるインバウンド旅客や海外へ向かう日本人旅客の増加を見据え、サービス向上を図るため旅客ターミナルビル館内に対面式の外貨両替専門店の誘致を進めました。同店舗は2023年4月下旬のオープンを予定しております。

コロナ禍でのテレワークやWEB会議の定着といったビジネススタイルの変化に対応するため、2022年3月にビジネスラウンジを拡張したほか、外部事業者と連携し旅客ターミナルビル内に個人用ビジネススペースを増設し、搭乗までの待ち時間を有効活用できるビジネス環境の整備を進めました。

前期末に拡張した国内線搭乗待合室スペースの一部を活用し、東北の特産品

を展示するスペース「TOHOKU AZLM〜おくのソラミチ〜」をオープンし、東北地方に所在する企業・団体が食・雑貨・工芸等の商品やサービスを展示しています。搭乗を待つお客様が展示品を実際に見ることができ、その場でQRコードを通じて商品情報の取得や購入することができるようになっています。

また、空港施設に係る顧客サービスの品質確保・向上を目指して2021年に認証を取得したISO9001による品質マネジメントシステムの運用状況について、定期的な内部監査を実施するとともに、外部機関によるサーベイランスを受け、当社の品質マネジメントシステムが適切に運用されていることを確認しました。

#### (空港脱炭素化に向けた取り組み)

当社は、航空局による「空港脱炭素化の全体目標」の達成に協力すべく取り組みを進めています。その一環として、当期は、自家消費型太陽光発電サービスの導入を進めました。このサービスは、外部事業者が仙台空港お客様第1駐車場の一部にカーポート型太陽光発電所を設置し、そこで発電した電力の全量を旅客ターミナルビルで使用するものであり、2023年4月下旬の稼働を予定しています。この他、航空灯火のLED化による脱炭素化対策も進めています。

#### (2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、旅客搭乗橋（PBB）更新工事、B滑走路及びB6誘導路舗装更新工事、エプロン照明LED化工事等により587百万円となりました。

#### (4) 対処すべき課題

当期も新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業績悪化による赤字決算から脱却することはできず、4期連続で当期純損失を計上する結果となりました。しかし、国内線においては航空需要の回復が進み、また、国際線においては約3年ぶりとなる運航が実現、2023年4月以降は新規就航を含む定期便の増便が予定されるなど、コロナ禍で悪化した事業環境は徐々に平常時への状態へと戻りつつあります。

2023年度は事業計画とした旅客数349万人（国内線316万人、国際線33万人）を目標とし、その実現により5期ぶりの黒字転換を図り、コロナ禍後の再度の成長に向け、安定した経営基盤の構築に取り組みます。

国内線は、引き続き計画路線の確実な運航と搭乗率の上昇に取り組みます。国際線については、台湾路線において2023年4月より3社による17便/週の定期便の運航が計画されているほか、4月下旬からは韓国路線においても定期便の運航再開が計画されています。これらの路線維持に加え、コロナ禍前に就航していた中国路線、タイ国路線の定期便の復便、さらには新たな路線の誘致に努め、東北地方の玄関口として世界とのネットワーク拡充に努めてまいります。また、その受入れを可能とする空港側の体制も関係機関・事業者と連携しながら整備を進めていきます。

同時に、お客様が安心してご利用できる空港、便利に魅力的に感じていただく空港、事業の着実な実施を通じて社会的な課題の解決に貢献する空港を目指します。

空港運営を支える従業員の安全に対する意識を高める取り組みをたゆまずに続けるとともに、お客様の安全・安心を守るため、新型コロナウイルス等感染症対策の徹底も継続していきます。

また、国際線の本格的な再開に備え、それぞれの国のお客様のニーズに応えた品揃えや販売スタッフの確保と育成にも力を入れ、出発前の時間を利用して思い出に残るお買い物をしていただける環境づくりを進めていきます。

空港施設に係る顧客サービスの品質確保・向上を目指して認証を取得したISO9001による品質マネジメントシステムは、2023年に取得後初めてとなる再認証審査を迎えます。来期も業務プロセスの運用状況を定期的に監査し、所要の改善を図りながら再認証の取得を目指します。当社の品質マネジメントシステムを効果的に運用し、顧客サービスの品質向上と安全・安心で快適な空港体験をお届けできるよう努めていきます。

#### (5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

	第5期 (2019年度)	第6期 (2020年度)	第7期 (2021年度)	第8期(当期) (2022年度)
売上高	5,746百万円	2,472百万円	2,285百万円※	3,253百万円※
当期純利益または 当期純損失(▲)	▲42百万円	▲1,514百万円	▲1,085百万円	▲162百万円
1株当たり当期純利益 または当期純損失(▲)	▲841.20円	▲29,670.15円	▲21,262.52円	▲3,174.99円
純資産	8,249百万円	6,735百万円	5,688百万円	5,526百万円
総資産	13,372百万円	11,434百万円	11,368百万円	11,627百万円

※2021年度より「収益認識に関する会計基準」を適用し純額表示となっております。

## (6) 主要な事業内容

仙台空港の運営等

- ・ 航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安施設の運営等
- ・ 空港周辺の航空機の騒音対策
- ・ 空港ターミナルビル(貨物棟含む)の所有及び経営
- ・ 不動産賃貸、物品販売等
- ・ 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- ・ 駐車場運営

## (7) 事業所の所在地及び従業員の状況

### ①事業所の所在地

宮城県名取市下増田字南原無番地

### ②従業員の状況

従業員数 141名

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

#### (ア) 親会社との関係

当社の親会社は東急株式会社であり、同社は当社の議決権株式を42.0%保有しています。

#### (イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の株式の出資比率は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りであり、株主各社より役員及び出向社員を受け入れています。

当社は、当社独自の発注規程に則り、親会社等との取引に関しては、株主間契約により独立当事者間取引とすることを原則とし、取引条件等の内容の適正性をその他事業者との比較等から慎重に検討して決定しています。

また、取引に係る意思決定は当社独自の基準に基づき行っています。

### ②子会社の状況

当社の子会社はありません。

## (9) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
宮城県	2,351,997千円
株式会社七十七銀行	1,100,000千円
国土交通省	794,824千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

①発行可能株式総数	200,000株	内訳	普通株式	60,000株
			A種優先株式	140,000株
②発行済株式の総数	169,960株	内訳	普通株式	51,030株
			A種優先株式	118,930株
③株主数		内訳	普通株式	7名
			A種優先株式	4名

### ④株主

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東急株式会社	21,432株	35,679株	57,111株	33.6%
前田建設工業株式会社	15,309株	35,679株	50,988株	30.0%
東急不動産株式会社	4,592株	35,679株	40,271株	23.7%
豊田通商株式会社	8,164株	11,893株	20,057株	11.8%
株式会社東急エージェンシー	511株	—	511株	0.3%
東急建設株式会社	511株	—	511株	0.3%
株式会社東急コミュニティー	511株	—	511株	0.3%
合計	51,030株	118,930株	169,960株	100.0%

（注）持株比率は、普通株式の総数と、発行済のA種優先株式の総数の合計から計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	鳥 羽 明 門	
取 締 役	谷 内 克 行	空港運用部長
取 締 役	岡 崎 克 彦	航空営業部長
取 締 役	前 田 基	管理部長
取 締 役	高 橋 和 夫	東急(株) 代表取締役社長
取 締 役	東 山 基	前田建設工業(株) 常務執行役員 CSV戦略担当 兼 経営革新本部 副本部長 (事業戦略担当)
取 締 役	池 内 敬	東急不動産(株) 取締役専務執行役員
常勤監査役	小 野 寺 雄 一	
監 査 役	氏 家 照 彦	(株)七十七銀行 代表取締役会長 仙台空港鉄道(株) 取締役
監 査 役	西 口 義 郎	前田建設工業(株) 経営革新本部 事業ファイナンス部 部長
監 査 役	高 木 克 典	東急(株) 監査役会事務局 担当部長

注1. 取締役東山基氏、取締役池内敬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役小野寺雄一氏、監査役氏家照彦氏、監査役西口義郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 監査役小野寺雄一氏は地元有力企業において、監査役西口義郎氏はインフラストラクチャーのコンセッション企業において、それぞれ財務・会計部門のマネジメント職の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。



## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

### ①報酬等の総額および員数

区 分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	1 (-)	11,880 (-)
監査役 (うち社外監査役)	2 (2)	9,840 (9,840)
計	3 (2)	21,720 (9,840)

注1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として、32,400千円を支給しています。

### ②報酬等に関する株主総会決議に関する事項

当社では、取締役および監査役の報酬等の額は株主総会の決議により、それぞれ以下のとおり定めております。

	取締役の報酬等の額	監査役の報酬等の額
当該株主総会決議の日	2018年6月22日 定時株主総会	2017年6月23日 定時株主総会
当該定めの内容(概要)	取締役の報酬等の額を年額50,000,000円以内と定める。 各取締役に対する具体的な金額等は、取締役会の決議による。 なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。	監査役の報酬等の額を年額13,000,000円以内と定める。 各監査役に対する具体的な金額等は、監査役の協議による。
当該定めに係る会社役員の数*	7名	3名

\*当該定めに係る会社役員の数等は、当該決議時点であります。

### ③各会社役員報酬等の額の決定の委任に関する事項

各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定しております。

### (3) 社外取締役および社外監査役に関する事項

#### ①重要な兼務先と当社との関係

地位 氏名	兼職状況	当社と当該他の 法人等との関係
取締役 東山 基	前田建設工業㈱ 常務執行役員 CSV戦略担当 兼 経営革新本部 副本部長（事業戦略担当）	同社とは工事発注等の取引関係があります。
取締役 池内 敬	東急不動産㈱ 取締役専務執行役員	重要な取引その他の関係はありません。
監査役 氏家 照彦	㈱七十七銀行 代表取締役会長	同社とは資金借入の取引がありますが、一般取引と同様の条件であります。
	仙台空港鉄道㈱ 取締役	同社とは土地の賃貸借契約を締結しております。

#### ②社外取締役および社外監査役の活動状況

氏名	出席・発言状況
取締役 東山 基	当期中に開催された取締役会全4回のうち3回に出席し、当社の経営に対し、インフラストラクチャーのコンセッション企業における役員としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
取締役 池内 敬	当期中に開催された取締役会の全てに出席し、当社の経営に対し、大手デベロッパー企業の取締役としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 小野寺 雄一	当期中に開催された取締役会・監査役会の全てに出席し、当社の経営に対し、地元有力企業における常勤監査役としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 氏家 照彦	当期中に開催された取締役会・監査役会の全てに出席し、当社の経営に対し、金融機関における経験および企業経営者としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 西口 義郎	当期中に開催された取締役会・監査役会の全てに出席し、当社の経営に対し、インフラストラクチャーのコンセッション企業における財務・経理部門のマネジメント経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。

### (4) 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役小野寺雄一氏、社外監査役氏家照彦氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

###### ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

9,200 千円

###### ②監査役会が同意した理由

監査役会は、E Y新日本有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等の適切性ならびに非監査業務の委託状況等を確認・検証した結果、会計監査人の独立性と会計監査の品質等が確保され、妥当と判断して同意いたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

##### (5) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法 340 条第 1 項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、2016年6月8日付取締役会により決議し、2022年8月5日付取締役会で改正した内容の概要は次のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 全社が守るべき指針等を周知し、定期的にコンプライアンス教育を実施し、その徹底を図り、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲罰規程に基づき厳正に処分する。
  - ・ 取締役社長が指名する担当者により定期的にモニタリング（内部監査）を行うとともに、内部通報窓口を設けることにより、法令・行動指針に違反する行為に関し従業員が直接通報・相談できるようにする。
  - ・ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、迅速に情報を把握するとともに、必要に応じて外部専門家等と協力しつつ適正に対応していく。
  - ・ 反社会的勢力及び団体を排除・遮断することとし、警察当局等外部機関と緊密に連携を持ちながら対処する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 法令、取締役会規則並びに文書取扱に関する規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により適切に作成、保存又は廃棄する。
  - ・ 保存された文書は、取締役・監査役・モニタリング（内部監査）担当者により随時に閲覧できる体制をとる。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 航空の安全確保及び空港保安に係る規程を制定し、安全マネジメント体制を敷く。その運用にあたり関係機関及び空港内他事業体と密接に連携して対応する。
  - ・ 各種のリスクについて、未然防止の観点から各規則の制定、マニュアルの作成・配布並びに研修・訓練を実施する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 業務分掌・業務執行基準を定め業務執行に係る権限・責任を明確化する。
  - ・ 経営会議・常勤役員会を定期的に開催し重要事項に係る意思決定を迅速に行う。
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・ 監査役が要請した場合には補助使用人を配置する。その独立性の確保のため、当該使用人は監査役の指揮命令の下で業務を行う。当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役と事前協議する。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・ 監査役による重要会議への出席及び重要書類閲覧の機会を確保する。また、事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用状況を監査役に定期的に報告する。
- ・ 監査役から業務の執行状況につき報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ・ 当該報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

⑦監査役職務の執行について生じる費用等に係る方針

- ・ 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用について、監査役と協議のうえで予算措置をし、費用の前払いが必要な時には担当部署において対応する。

⑧その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役社長と監査役は定期的に意見交換を行うこととする。

(2) 体制の運用状況の概要

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・ 代表取締役は「行動指針」を策定し、経営会議等において法令遵守を前提とした業務執行を主導するほか、年頭訓示、人事異動等の様々な機会をとらえてコンプライアンスの重要性についてメッセージを社内に発信している。また、eラーニングを用いた研修によりコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス違反防止を図っている。
- ・ 代表取締役直轄組織による定期的な内部モニタリングを継続するとともに、その結果は取締役を含む経営陣が参加する会議体に報告・共有を図っている。
- ・ 親会社および弁護士事務所にコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置し、法令や行動指針等に違反する行為を発見した社員が通報できる体制を継続して運用している。
- ・ 外部との取引に係る契約書に反社会的勢力排除条項を記載するなどの対応を行っている。なお、必要な場合は、空港施設内に常駐する警察当局との連携を図ることとしている。

②取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ・ 取締役会等の議事録、稟議書、会計帳簿その他の業務執行に関する文書（電子情報含む）について、種類ごとに適切な保存期間を設定し、所定の方法により作成・保存・廃棄している。また、保存文書は取締役・監査役・内部モニタリング担当者が適宜、閲覧可能としている。
- ・ eラーニング研修により情報セキュリティ教育を行い、情報漏洩防止等のセキュリティ強化を図っている。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ・ 社外の関係機関等とも連携しながら、安全・保安に係る各種規程類やマニュアルの更新、訓練の実施に継続して取り組んでいる。また、各種訓練（航空機事故・不法侵入・ハイジャック・津波避難・ターミナルビル消防等）や、eラーニングを用いた教育を行い安全知識・意識の向上を図っている。
- ・ 経営上の各種リスクについては、年度ごとの実施事項、翌年度の課題・対応を親会社に報告している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・ 社内規程により責任・権限を明確にしており、定期的を開催する経営会議等において業務執行に関する重要事項を審議し、迅速な意思決定を行っている。
- ・ 当社は中期経営計画（2021年4月から2026年3月まで）および年度事業計画を策定しており、これらの計画に基づいて業務に取り組んでいる。
- ・ 取締役会、経営会議を定期的を開催し、会社の業務執行に関する重要事項を審議し、責任・権限を定めた業務執行に係る社内規程に基づき意思決定を行っている。

⑤監査役による監査を支えるための体制について

- ・ 代表取締役は定期的な監査役との会合を実施している。
- ・ 常勤監査役が経営会議をはじめとした各種会議体へ参加する機会を確保するとともに、稟議書や内部モニタリング結果等の重要書類を閲覧する機会を確保し、事業の進捗や内部統制システムの整備及び運用状況について定期的に報告・情報共有を図っている。
- ・ 監査役からの要請に基づき補助使用人2名を選任し、監査役会事務局として監査役がその職務を円滑に遂行可能な体制を整備している。